令和６年度 市民税・県民税申告の手引き①

日頃より格別のご理解ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。
別紙「令和６年度市民税・県民税申告書」をお送りいたしますので、この手引きをお読みいただき、申告書に必要事項をご記入の上、ご提出くださるようお願いします。
なお、市民税･県民税は前年中の所得に対して課税されますので、令和６年度の申告書には、**令和５年１月１日から令和５年12月31日までの１年間に得た収入・所得**を記入してください。

1 申告の対象となる方

令和６年１月１日現在、佐倉市にお住まいの方
※ただし、所得税の確定申告をされる方又は、給与所得のみで、勤務先から佐倉市に「給与支払報告書」が提出されている方を除きます。
（なお、給与支払報告書の提出の有無は、勤務先へ確認してください。源泉徴収票に記載された内容に訂正・変更がある場合や、医療費控除などの適用を受ける場合は、申告が必要です。）

！ご注意ください（確定申告の申告義務者でなくとも、市民税・県民税の申告が必要な場合があります）！
通常、①「年末調整済みの給与所得」又は②「400万円以下の公的年金等の収入額にかかる雑所得」以外の所得の合計が20万円以下の方は、確定申告の義務はありませんが（※１）、市民税・県民税においては、それらの所得についても合わせて申告が必要です。
また、収入が公的年金等（②の所得）のみで、確定申告をされない方でも、市民税･県民税申告書おもて面「３所得から差し引かれる金額に関する事項」（医療費控除・障害者控除・扶養控除等）に該当する項目があれば、当申告書はご提出ください。（市民税・県民税を決定する際に控除として使用します。）
※１　源泉徴収の対象とならない公的年金等（外国で支払われる年金）がある場合を除きます。

（令和３年度から）所得金額調整控除に該当する扶養親族を有する方
給与等の収入金額が850万円を超え、年齢23歳未満の扶養親族を有するか、特別障害者である同一生計配偶者若しくは扶養親族を有する方は申告書うら面「14 所得金額調整控除に関する事項」に記入してください。（注）扶養控除等で申告がある場合は記入不要です。扶養控除と異なり、同一生計内のいずれか一方のみの所得者に適用するという制限がありません。夫婦ともに給与等の収入金額が850万円を超え、夫婦間に１人の年齢23歳未満の扶養親族の子がいる場合等は、その夫婦双方が、この控除の適用を受けることができます。
所得金額調整控除額（１円未満端数切り上げ）＝｛給与等の収入額（1,000万円を超える場合は1,000万円）－850万円｝×10%

2 令和５年中に収入がなかった方（収入が遺族年金・障害年金のみの方もこちらをご覧ください）

令和５年中に収入がなかった方でも、国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の算定や非課税証明書の交付、就学援助・国民年金の免除・公営住宅の入居等の各申請に必要なため、申告書の提出をお願いします。

〈記載手順〉
A）申告書**おもて**面「**申告者**」欄を埋めてください。
※個人番号（マイナンバー）をご記入の際は、あわせて右ページ **3 申告に必要なもの** の❶もご覧ください。

まずは、「申告者」欄を記入します。
（令和5年中は遺族年金のみの収入だった佐倉城子さんの例で記載しています。）

［記載例］

申告者	令和６年１月１日現在の住所	佐倉市 海隣寺町97番地
	フリガナ	サクラ　シロコ
	氏名	佐倉　城子
	生年月日	明・大・(昭)・平・令　25　年　9　月　7　日

No.
個人番号　3 3 5 5 6 6 7 7 8 8 9 9
現住所　〒
TEL　自宅　043－484－6115　携帯
※職員記入欄　済　・　未

B）申告書**うら**面「**15 収入のなかった方の記入欄**」に記入してください。

この例では、遺族年金のみの収入だったため、「１」に○をします。

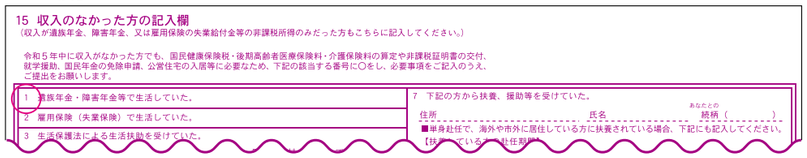

C）申告書おもて面「３　所得から差し引かれる金額に関する事項」の人的控除に該当する項目があれば記入してください。
（項目は以下のものです：寡婦控除・ひとり親控除・勤労学生控除・障害者控除・配偶者控除（配偶者特別控除）・扶養控除・年少扶養控除）
詳しくは、別紙**手引き②** **4 申告書の記載事項について** の **4－1** をご確認ください。

3 申告に必要なもの（添付書類は申告書に貼らずに提出してください。）

市民税・県民税申告書は、窓口や郵送により提出していただけます。以下の❶～❸に該当する書類を添付し、申告書とあわせてご提出ください。

❶本人確認書類（番号確認と身元確認）
※本人確認書類は窓口での申告書提出の場合のみ、「提示」で受付が可能です。

【個人番号カード（マイナンバーカード）をお持ちの方】
個人番号カードの表面で身元確認、裏面で番号確認ができます。
※郵送でのご提出の場合は両面の写しを添付してください。

【個人番号カード（マイナンバーカード）をお持ちでない方】
（A+B が必要です。いずれも一つずつご用意ください。）
A≪番号確認書類≫
※申告者の個人番号を確認できる書類
・通知カード　・個人番号が記載された住民票の写し
B≪身元確認書類≫
※記載した個人番号の持ち主であることを確認できる書類
・運転免許証・パスポート・公的医療保険の被保険者証
・障害者手帳・在留カード 等

❷令和５年中の収入や経費のわかる書類、領収書等（給与収入・公的年金等の収入の方は、源泉徴収票）

❸各種控除を受ける方は、控除を受けるために必要な書類
（次項【所得控除に必要な書類】【税額控除に必要な書類】参照。※ただし源泉徴収票に記載のあるものは不要です。）

【所得控除に必要な書類】
雑損控除…り災証明書、被害を受けた資産・取得時期・取得価格等のわかるもの、災害関連支出の金額の領収書、保険等で補てんされた金額のわかるもの等
医療費控除…医療費控除の明細書（明細書は次の事項を記載：医療費の額・診察等を受けた者の氏名・診察等を行った病院等の名称又は氏名・保険等で補てんされた金額）
セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）…セルフメディケーション税制の明細書（明細書は次の事項を記載：当該医薬品購入費の額・当該医薬品の販売を行った者の氏名又は名称・当該医薬品の名称・保険等で補てんされた金額）
社会保険料控除…国民健康保険税（料）、後期高齢者医療保険料、介護保険料、国民年金保険料などの領収書や控除証明書等
小規模企業共済等掛金控除…小規模企業共済掛金及び心身障害者扶養共済掛金の額を証明する領収書や証明書
生命保険料・地震保険料控除…生命保険料控除証明書、地震保険料控除証明書
勤労学生控除…学生証等
障害者控除…障害者手帳、療育手帳、障害者控除等対象者認定書等
国外居住の親族に関する配偶者控除・配偶者特別控除
親族関係書類…扶養している親族との関係がわかるもの（戸籍謄本・出生証明書等）
送金関係書類…外国送金依頼書の控え等
国外居住の親族に関する扶養控除・年少扶養控除
親族関係書類…扶養している親族との関係がわかるもの（戸籍謄本・出生証明書等）
送金関係書類…外国送金依頼書の控え等
※国外居住親族が 30 歳以上 70 歳未満の場合は、下記(1)から(3)の区分に応じ、該当する書類も加えて必要です。
(1) 留学により国内に住所および居所を有しなくなった者…留学ビザ等書類
(2) 障害者…障害者手帳等
(3) 申告者から前年中に生活費または教育費に充てるための支払を 38 万円以上受けている者…38 万円以上の送金関係書類

【税額控除に必要な書類】
配当割額･株式等譲渡所得割額控除…特定口座年間取引報告書、配当の支払通知書等
寄附金税額控除…寄附金の受領証明書や領収書等

《提出･お問い合わせはこちらへ》
〒285-8501
千葉県佐倉市海隣寺町97番地
佐倉市役所 市民税課 市民税班
☎０４３（４８４）６１１５
なお、所得税の確定申告については
成田税務署 ☎0476(28)5151へ

このうら面は
市民税・県民税申告書の下書き兼控えです。
この先は、**別紙「令和６年度市民税・県民税の手引き②」**
4 申告書の記載事項について に続きます。

※これは 市民税･県民税申告書の下書き兼控え です。

ご提出の際は、別紙「令和６年度市民税・県民税申告書」に記載したものをご利用ください。

おもて

申告者		
	令和６年１月１日現在の住所	佐倉市
	フリガナ	
	氏名	
	生年月日	明・大・昭・平・令　　年　　月　　日

No.

個人番号	
現住所	〒
TEL	自　宅
	携　帯
※職員記入欄	済　・　未

1 収入金額等

事業	営業等	ア	円
	農　業	イ	
不動産		ウ	
利　子		エ	
配　当		オ	
給　与		カ	
雑	公的年金等	キ	
	業　務	ク	
	その他	ケ	
総合譲渡	短　期	コ	
	長　期	サ	
一　時		シ	
土地・株式・先物・山林			

2 所得金額等

事業	営業等	①	
	農　業	②	
不動産		③	
利　子		④	
配　当		⑤	
給　与		⑥	
雑	公的年金等	⑦	
	業　務	⑧	
	その他	⑨	
	合計(⑦+⑧+⑨)	⑩	
総合譲渡・一時		⑪	
合　計		⑫	職員記入
土地・株式・先物・山林			

4 所得から差し引かれる金額

社会保険料控除	⑬	
小規模企業共済等掛金控除	⑭	
生命保険料控除	⑮	
地震保険料控除	⑯	
寡婦・ひとり親控除	⑰⑱	
勤労学生・障害者控除	⑲⑳	
配偶者控除	㉑	
配偶者特別控除	㉒	
扶養控除	㉓	
基礎控除	㉔	
⑬から㉔までの計	㉕	
雑損控除	㉖	
医療費控除	㉗	
控除合計(㉕+㉖+㉗)	㉘	

職員記入

5 給与所得及び公的年金等に係る所得以外の市民税・県民税の納税方法	給与から差引き・自分で納付	

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

⑬ 社会保険料控除

給与・年金から引かれた金額	国民健康保険料(税)	後期高齢者医療保険料
円	円	円
介護保険料	国民年金保険料	その他(任意継続等)
円	円	円

⑮ 生命保険料控除

新生命保険料	新個人年金保険料	介護医療保険料
円	円	円
旧生命保険料	旧個人年金保険料	
円	円	

※生命保険料は各種別の合計額をお書きください。

⑭ 小規模企業共済等掛金控除

支払掛金	
円	※社会保険料は各項目で重複のないようご記入ください。 ※申告者以外の方の年金・給与から天引されている社会保険料は、控除できません。

⑯ 地震保険料控除

地震保険料控除の計	旧長期損害保険料の計
円	円

⑰ 寡婦控除　該当の番号を記載　1 死別 ・ 3 生死不明 ・ 2 離別 ・ 4 未帰還

⑱ ひとり親控除 □

⑲ 勤労学生控除　(学校名)

⑳ 障害者控除

氏名	手帳などの等級	身体・精神・療育	障害の程度		普通・特別	控除額	職員記入
				級			
氏名	手帳などの等級	身体・精神・療育	障害の程度	級	普通・特別	控除額	職員記入

㉑㉒ 配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者

氏名	生年月日	明・大・昭・平　年　月　日	配偶者の合計所得金額	該当に○	同居 非同居 国外
個人番号			円		
			□ 同一生計配偶者(控除対象配偶者を除く。)	控除額	職員記入

㉓ 扶養控除

※別居の扶養親族等がいる場合には、うら面[11]もご記入ください。

(平成20年1月1日以前に生まれた方)

※扶養控除を申告しない場合、㉓扶養控除の欄には、記入しないでください。

氏名	生年月日	明・大・昭・平　年　月　日	続柄	控除額	職員記入
個人番号			該当に○	同居・非同居・国外	
氏名	生年月日	明・大・昭・平　年　月　日	続柄	控除額	職員記入
個人番号			該当に○	同居・非同居・国外	
氏名	生年月日	明・大・昭・平　年　月　日	続柄	控除額	職員記入
個人番号			該当に○	同居・非同居・国外	

㉙ 年少扶養控除

※別居の年少扶養親族等がいる場合には、うら面[11]もご記入ください。

(平成20年1月2日以降に生まれた方)

※年少扶養控除を申告しない場合、㉙年少扶養控除の欄には、記入しないでください。

氏名	生年月日	平成・令和　年　月　日	続柄	
個人番号			該当に○	同居・非同居・国外
氏名	生年月日	平成・令和　年　月　日	続柄	
個人番号			該当に○	同居・非同居・国外
氏名	生年月日	平成・令和　年　月　日	続柄	
個人番号			該当に○	同居・非同居・国外

㉖ 雑損控除

損害の原因	損害年月日	損害を受けた資産の種類
	年　月　日	
損害金額	保険金などで補てんされる金額	差引損失額のうち災害関連支出の金額
円	円	円

㉗ 医療費控除

支払った金額	保険金などで補てんされる金額		特例なら○	差　引　額
円	円	※医療費控除・セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)は、どちらか一方のみ申告できます。 ※セルフメディケーション税制を選択される方は右に○をしてください。		職員記入

配当割額・株式等譲渡所得割額	配当割額	円	株式等譲渡所得割額	円

寄附金税額控除	都道府県・市町村分(特例控除対象)	住所地の共同募金会・日赤支部分・都道府県・市町村分(特例控除対象外)	千葉県条例分	佐倉市条例分
	円	円	円	円

※これは 市民税･県民税申告書の下書き兼控え です。

ご提出の際は、別紙「令和６年度市民税・県民税申告書」に記載したものをご利用ください。

うら

所得の内訳（令和５年１月１日から令和５年12月31日までの状況）

6 給与所得の内訳

日給などの給与所得のある方で、源泉徴収票のない方は記入してください。合計額をおもて面カに記入してください。

月	勤務日数	月　収
1	日	円
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
賞与等		円
合　計		円

勤務先所在地・名称・電話番号

7 事業(営業等)・不動産所得に関する事項

※農業所得については、別紙収支内訳書・収支内訳明細書（農業所得用）に記入してください。
事業(営業等)の所得については、収入金額をおもて面アに、所得金額をおもて面①に記入してください。
不動産所得については、収入金額をおもて面ウに、所得金額をおもて面③に記入してください。

所得の種類	所得の生ずる場所	Ⓐ 収入金額	Ⓑ 必要経費	Ⓒ 専従者給与(控除)額 青色申告特別控除額	所得金額 (Ⓐ−Ⓑ−Ⓒ)
		円	円	円	円

8 配当所得に関する事項

収入金額をおもて面オに、所得金額をおもて面⑤に記入してください。
※配当割額がある場合は、おもて面「配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項」に記入してください。

配当所得の種類	所得の生ずる場所	支払確定年月日	Ⓐ 収入金額	Ⓑ 必要経費	所得金額 (Ⓐ−Ⓑ)
		年　月　日	円	円	円
		年　月　日			

国外株式等に係る外国所得税額	円

9 雑所得(公的年金等以外)に関する事項

【業務】※原稿料、講演料又は個人取引や配達などによる副収入の所得
収入金額をおもて面クに、所得金額をおもて面⑧に記載してください。

種　目	所得の生ずる場所	Ⓐ 収入金額	Ⓑ 必要経費	所得金額 (Ⓐ−Ⓑ)
		円	円	円

【その他】※生命保険の年金(個人年金)などの公的年金等及び業務区分以外の所得
収入金額をおもて面ケに、所得金額をおもて面⑨に記載してください。

種　目	所得の生ずる場所	Ⓐ 収入金額	Ⓑ 必要経費	所得金額 (Ⓐ−Ⓑ)
		円	円	円

10 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項

特別控除額は、総合譲渡所得・一時所得ともに50万円 (Ⓒの金額が50万円以下のときはⒸの金額)。
総合譲渡所得の特別控除額は、短期分のⒸ、長期分のⒸの順に引き、あわせて50万円までです。

所得の種類		Ⓐ 収入金額	Ⓑ 必要経費	Ⓒ 差引金額 (Ⓐ−Ⓑ)	Ⓓ 特別控除額	所得金額 (Ⓒ−Ⓓ)
総合譲渡	短　期	円	円	㋑ 円	円	㋺ 円
	長　期			㋺		㋩
一　時				㋥		㋭

㋑の金額をおもて面コに、㋺の金額をおもて面サに、㋥の金額をおもて面シに記入してください。
ⓗの金額をおもて面⑪に記入してください。

ⓗ 合計＝㋺＋{(㋩＋㋭)×$\frac{1}{2}$}　円

11 別居の扶養親族等・事業専従者に関する事項

おもて面㉓・㉙で扶養親族等とした方や右記12で事業専従者とした方のうち、別居の方について記入してください。

氏名		住所	
氏名		住所	
氏名		住所	

12 事業専従者に関する事項

※事業専従者とした方を配偶者（特別）控除、扶養控除の対象とすることはできません。
※別居の事業専従者については、左記11にも記入してください。

氏名	生年月日	明・大・昭 平・令　年　月　日	従事月数	月	専従者給与(控除)額	円
個人番号						
氏名	生年月日	明・大・昭 平・令　年　月　日	従事月数	月	専従者給与(控除)額	円
個人番号						
氏名	生年月日	明・大・昭 平・令　年　月　日	従事月数	月	専従者給与(控除)額	円
個人番号						
					合　計	円

13 分離課税の所得に関する事項

※分離課税の所得については計算方法が複雑なため、該当所得がある方は、お問い合わせください。

所得の種類(該当所得に○印)	短期譲渡所得 一般・国等への譲渡	長期譲渡所得 一般・優良住宅地等・居住用財産	株式等の譲渡所得 一般分・上場分	先物取引に係る所得	山林所得

種　目	所得の生ずる場所	Ⓐ 収入金額	Ⓑ 必要経費	Ⓒ 差引金額 (Ⓐ−Ⓑ)	Ⓓ 特別控除額	所得金額 (Ⓒ−Ⓓ)
		円	円	円	円	円

14 所得金額調整控除に関する事項

フリガナ							
氏名		続柄	生年月日	明・大・昭 平・令　年　月　日	特別障害者に該当する場合	級度	別居の場合の住所
個人番号							

15 収入のなかった方の記入欄

(収入が遺族年金、障害年金、又は雇用保険の失業給付金等の非課税所得のみだった方もこちらに記入してください。)

令和５年中に収入がなかった方でも、国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の算定や非課税証明書の交付、就学援助、国民年金の免除申請、公営住宅の入居等に必要なため、下記の該当する番号に○をし、必要事項をご記入のうえ、ご提出をお願いします。

1 遺族年金・障害年金等で生活していた。

2 雇用保険（失業保険）で生活していた。

3 生活保護法による生活扶助を受けていた。
■佐倉市・(　　)市・区・町・村 で受給している。

4 学生であった。
令和６年１月１日現在　学校名　　年　月卒業予定

5 出張等により、海外で生活していた。
滞在国　　期間　年　月　日から ⟶ 未定・　年　月　日まで
勤務先
☎　(　　)

6 病気療養中であった。

7 下記の方から扶養、援助等を受けていた。
住所　　氏名　　続柄(あなたとの　　)
■単身赴任で、海外や市外に居住している方に扶養されている場合、下記にも記入してください。
【扶養している方の赴任期間】
年　月　日から ⟶ 未定・　年　月　日まで

8 預貯金で生活していた。

9 いずれにも該当しない方は、前年中の生活状況を記入してください。

16 他の市区町村で課税されている方の記入欄

令和６年１月１日現在、佐倉市以外に居住し、居住地で課税されている方は、お住まいの住所を記入してください。

住所	